

## 訴えの提起について

### 1 事案の概要

主たる債務者は、文京区立根津一丁目住宅に居住していた際の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、区の再三にわたる催告等にもかかわらず、これを支払わなかった。このため、主たる債務者及び連帯保証人（以下「相手方」という。）に対して、滞納している使用料等の支払を求める訴えを提起する。

### 2 経過概要

平成15年 3月 入居  
平成20年 8月 使用料等の滞納が始まる  
平成22年 8月 債務承認及び分納誓約書取り交わし → 履行されず  
平成22年11月 退去  
平成22年12月 債務承認及び分納誓約書取り交わし → 履行されず  
連帯保証人へ電話にて納付協力を依頼  
平成24年 5月 連帯保証人へ納付協力依頼書を送付  
平成24年 6月 債務承認及び分納誓約書取り交わし → 履行されず  
平成28年 7月 区代理人（弁護士）より、相手方へ督促状を送付  
平成28年 7月 区代理人と相手方が面談、分納申請書の提出  
平成30年 1月 区代理人より、相手方へ連絡を請う手紙を送付  
平成30年 6月 区代理人より、相手方へ連絡を請う手紙を送付  
平成30年 7月 区代理人より、「訴訟を提起すべき」との所見

### 3 滞納使用料等の額（平成30年11月1日現在）

1, 191, 602円（10か月分）  
（内訳）使用料 1, 096, 602円  
共益費 95, 000円

### 4 請求趣旨

- （1）相手方に対して、滞納している使用料等の支払を求める。
- （2）訴訟費用の負担を求める。
- （3）仮執行の宣言を求める。